

令和7年1月6日

公益社団法人 神奈川県環境保全協議会 御中

神奈川県知事  
(公印省略)

授乳室等で搾乳ができる旨の表示について (依頼)

県政の推進につきましては、日頃、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、出産した女性の中には、赤ちゃんが入院している、出産後に復職したなど、様々な理由から自分で母乳を搾る、いわゆる「搾乳」を必要とする場合があります。

入院中のリトルベビー（低出生体重児）のために、搾乳して母乳を届ける必要のある方や、職場で母乳がたまった方など、必要な方々が安心して搾乳ができるよう、社会全体で搾乳に対する知識・理解を深めるとともに、環境を整えていくことが重要です。

そこで、この度、公共施設、商業施設等の授乳室等に掲示して活用いただくため、授乳室で搾乳ができることを示すシンボルマークを作成しました。

つきましては、本取組の趣旨を御理解いただき、貴団体所管施設の授乳室及び授乳室があることを示す案内板等にこのシンボルマークを掲示いただくなどにより、搾乳ができる旨の表示に特段の御協力をお願い申し上げます。

※シンボルマークのデータは次のホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/cz6/f423.html>

問合せ先  
環境農政局総務室  
総務グループ 福田  
電話：(045) 210-4021